

厚木市立清水小学校 いじめ防止基本方針【ガイドライン】

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義・いじめに対する基本認識・いじめ防止等に向けた基本理念 についての考え
(いじめ防止対策推進法:平成25年法律第71号。以下「法」という。)

1. いじめの定義

「いじめ」は、法第2条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定められています。また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行うことが必要です。

2. いじめに対する基本認識

法第1条に、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」と示されているとおり、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為です。また、国の基本方針の示すとおり、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。

- いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

3. いじめ防止等に向けた基本理念

いじめの防止やいじめを重篤化させないためには、子ども自身がいじめについて主体的に考え、正しく判断して行動する力を身に付けることが大切です。そしてその力は、家庭・学校・地域社会の大人が、考え方や行動の面で模範となる姿を自ら示すことと、子どもの発達段階に応じた支援をすることで育まれるものです。

- いじめをしない、させないという「未然防止」
- いじめに限らず困っている様子の子どもの見逃さないという「早期発見」
- その事案に対して、関係する全ての子どもの成長につなぐ視点を持った「適切な対応」

(2)いじめ防止等のために大切にしたいこと

いじめは決して許されない行為であり、誰にでも起こり得るものであるという危機意識を持ち、自分のこととして捉え、いじめ防止等に向けてそれぞれの立場ですべきこと、できることを考え、互いに連携しながら取り組むことが大切です。

1. 子どもに関すること

「いじめをしない・させない」ために、一人一人がいじめとは何かを知り、そのような行為を行わない決意を持って生活する。

2. 職員に関すること

法第13条に基づき、いじめ防止等に関する取組を「学校いじめ防止基本方針」として定め、「学校いじめ対策組織」を設置し、未然防止・早期発見・適切な対応の各観点をPDCAサイクルで推進する。

3. 家庭・地域社会との連携に関すること

子どもは、人との関わりにおける様々な体験を通した、自分づくりの過程にある存在である。そのため、家庭・地域社会の大人は、互いの命や尊厳を大切にすることを伝え、子どもを心身共に健やかに成長させること。

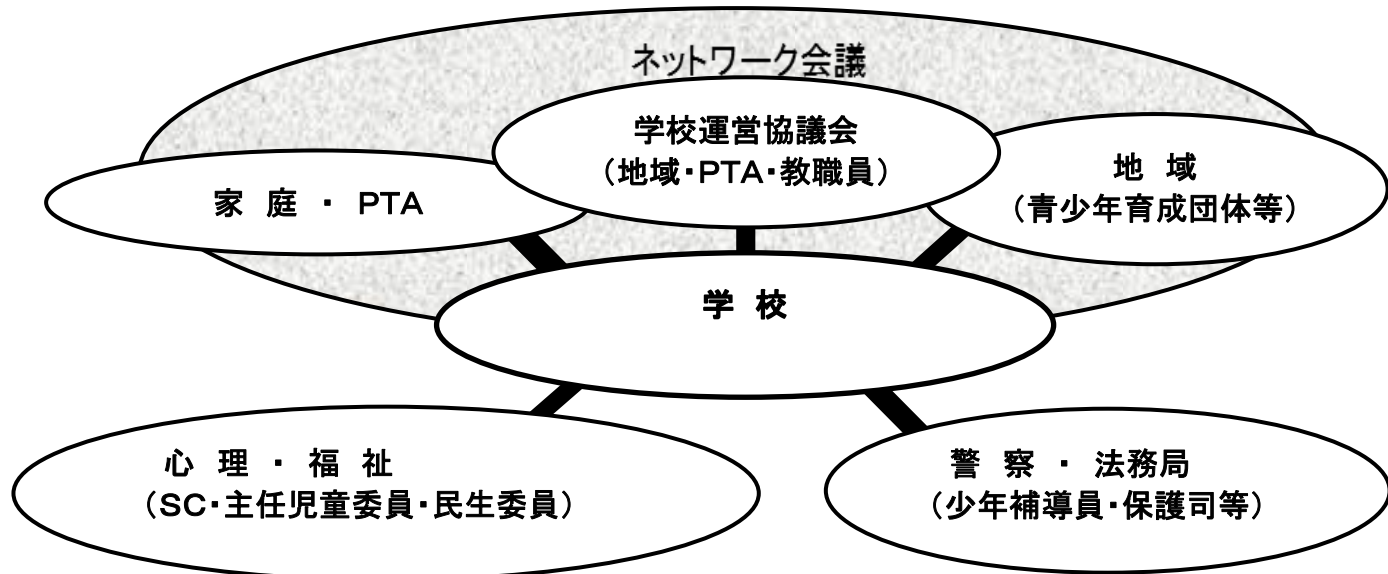
2 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画 (PDCAサイクルを意識して)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 困ったことアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問 あいさつ運動 学校運営協議会(CS) いじめ防止定例会議 	<ul style="list-style-type: none"> 小中交流会 すこやかネットワーク会議 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止教室(3年生) 携帯・スマホ安全教室(5・6年生) 学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> 愛のパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 困ったことアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会の取り組み 学校運営協議会(CS) いじめ防止定例会議 	<ul style="list-style-type: none"> すこやかネットワーク会議 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 愛のパトロール 学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談 困ったことアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会(CS) いじめ防止定例会議 	<ul style="list-style-type: none"> 愛のパトロール 学校評価

(未然防止=青文字 早期発見=赤文字 その他(取組点検・評価などの機会=黒)

(2) 清水小学校いじめ防止対策組織



(3) 未然防止のための取組

- 学級活動を充実させ、児童一人一人に居場所のある学級・学年経営に努めます。
- 発達段階に応じた行事を積極的に設定し、児童の活躍の場を設定します。
- 教員は「分かる授業」を心がけ、教材や指導法について互いに研鑽をします。
- いじめに関する教職員研修を実施し、指導力を高めます。
- 小・中連携を推進し、「指導をつなぐ」取組を、学習面・生活面双方で充実させます。
- 「いじめ防止対策組織」を置き、年3回連絡会を開きます。
組織は、「2(2)清水小学校いじめ防止対策組織」の構成員によります。
- インターネット等を利用したいじめの未然防止、早期発見にむけた学習会を児童(生徒)・保護者向けに実施します。
- 児童会を中心に活動し、いじめや暴力撲滅に向けた学校・学級づくりを全校に呼びかけていきます。
- あらゆる教育活動の場面で、人権を意識した教育に取り組み児童の人権感覚を磨き、意識を高めていくことに努めます。
- 自己肯定感を高め、一人一人に自信を持たせる教育の推進に努めます。

(4) 早期発見のための取組

- 困ったことアンケートや個人面談等により、児童の声を聴く機会を設け実態把握に努めます。
- 児童が、気軽に相談できるように学級経営・人間関係づくりに努めるとともに、心の相談室も利用しやすいようにしていきます。
- 保護者の方が、気軽に相談できるように、懇談会やレクレーション等にPTAと協働して取組みます。
- 職員間での児童観察による情報交換を定期的に行います。

(5) 適切な対処のための取組

- 「未然防止」に係る取組の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組みます。
- 被害を受けている児童(生徒)の訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、保護者に連絡をします。
- 加害児童(生徒)について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- 加害児童(生徒)がその行為に至った背景等については、不適切な行為(加害行為)がなくなったことを確認した上で、教育相談等を進め、その解決策について組織的に支援します。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応します。
- 社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめについては、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導をします(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)。また、緊急の場合には即通報します。

(6) 重大事態への対処

- 速やかに「学校いじめ対策組織」で状況把握と対処方針の検討を行なうとともに、教育委員会に第一報の状況報告を行うこととします。
- 「学校いじめ対策組織」は迅速に事実確認をし、被害を受けた子どもや保護者、調査に関わった人に調査の進捗状況や過程の報告を適時・適切に行います。また、教育委員会に調査の進捗状況や過程の報告を適時行い、指導及び支援を受けます。
- 調査及びいじめの解消のために必要な指導が終了した後も、一定の期間(三か月)は、一人一人の様子を丁寧に把握します。